

目次

- 第1章 一般基準（第1条—第7条）
- 第2章 実施基準（第8条—第15条）
- 第3章 報告基準（第16条—第18条）
- 第4章 公表基準（第19条・第20条）
- 第5章 補則（第21条）

附則

第1章 一般基準

（監査、検査、審査及びその他の行為の目的）

第1条 名寄地区衛生施設事務組合（以下「組合」という。）において、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、組合の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び管理者等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等（以下「監査等」という。）は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

（1） 財務監査（法第199条第4項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

（2） 行政監査（法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

（3） 決算審査（法第233条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

（4） 例月出納検査（法第235条の2第1項） 会計管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(5) 基金運用審査（法第 241条第 5 項） 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

2 法令の規定により、監査委員が行うこととされている次の各号に掲げる監査、検査、審査その他の行為（前項の規定に基づく監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨を鑑みて実施するものとする。

(1) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条）

(2) 議会の請求に基づく監査（法第98条第 2 項）

(3) 管理者の要求に基づく監査（法第 199条第 6 項）

(4) 住民監査請求に基づく監査（法第 242条）

(5) 管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第 243条の 2 の 8 第 3 項）

(6) 共同設置機関の監査（法第 252条の11第 4 項）

（倫理規範）

第 3 条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第 4 条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第 5 条 監査委員は、組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため研鑽（さん）に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽（さん）に努めさせるものとする。

（情報の管理）

第 6 条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び名寄地区衛生施設事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 4 号）に基づき適切に取り扱うものとする。

(質の管理)

第7条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとし、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として整理、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めた監査計画を策定しなければならない。

2 監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要

な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員との連携)

第14条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員との連携を図るものとする。

(弁明及び意見の聴取)

第15条 監査委員は、第2条第1項第1号から第3号までの監査に係る監査結果の報告等の決定に当たっては、管理者及び関係のある委員会又は委員に対し期限を定めて、弁明及び意見等を聴取することができる。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第16条 監査委員は、財務監査及び行政監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、管理者及び関係のある委員会又は委員に提出しなければならない。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び管理者に提出しなければならない。

4 監査委員は、決算審査及び基金運用審査を終了したときは、意見を管理者に提出しなければならない。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第17条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点(評価項目)
- (5) 監査等の実施内容

(6) 監査等の実施場所及び日程

(7) 監査等の結果

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(3) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(4) 例月出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。

(5) 基金運用審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、管理者から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第18条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 監査の結果に関する報告（財務監査及び行政監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4) 決算審査に係る意見の決定

(5) 基金運用審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致し

ないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、管理者及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表しなければならない。

第4章 公表基準

(公表)

第19条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
(措置状況の公表等)

第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表しなければならない。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第5章 補則

(準用)

第21条 この基準に定めるもののほか、組合監査委員による監査の結果に関する処理区分及びその他の行為並びに組合監査委員の処務に関する事項については、名寄市監査委員が別に定める関係訓令を準用する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。